

## 第2章 富士市の現状、取組

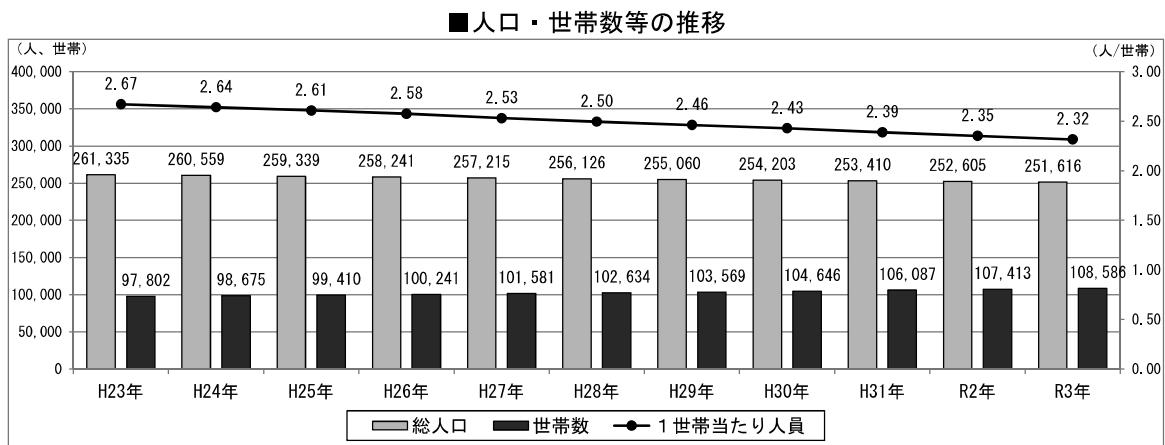
### 第1節 統計データにみる富士市の現状

#### 1 人口・世帯数等

平成23年以降の住民基本台帳人口（各年4月1日時点）は減少傾向が続き、令和3年には251,616人となっています。なお、平成23年から令和3年までの10年間で9,719人（3.7%）減少しています。

同期間の世帯数は、増加傾向が続き、令和3年には108,586世帯となっています。なお、平成23年から令和3年までの10年間で10,784世帯（11.0%）増加しています。

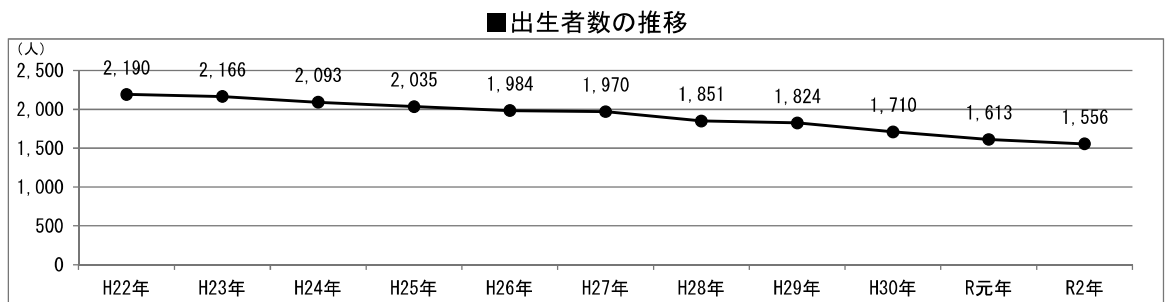
同期間の1世帯当たり人員は、減少傾向が続き、令和3年には2.32人となっています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

#### 2 出生者数

平成22年以降の出生者数（各年1月1日～12月31日、日本人のみ）は減少傾向が続き、令和2年には1,556人となっています。なお、平成22年から令和2年までの10年間で634人（28.9%）減少しています。

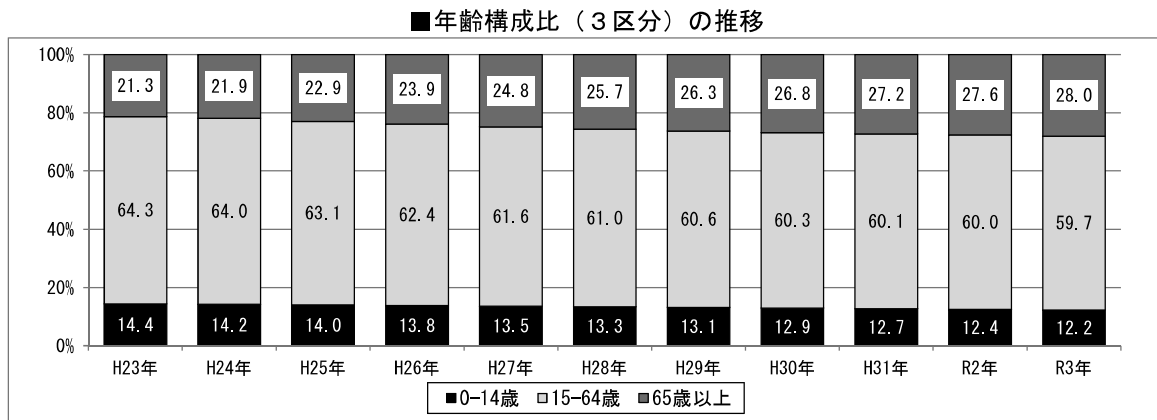


出典：人口動態統計（各年1月1日～12月31日、日本人のみ）

### 3 年齢構成

平成 23 年以降の住民基本台帳人口における年齢構成比は「65 歳以上」（老年人口）の割合が上昇し、令和 3 年には 28.0%となっています。なお、平成 23 年から令和 3 年までの 10 年間で 6.7 ポイント上昇しています。

その一方で、「15-64 歳」（生産年齢人口）、「0-14 歳」（年少人口）の割合は低下傾向が続いており、令和 3 年にはそれぞれ 59.7%、12.2%となっています。

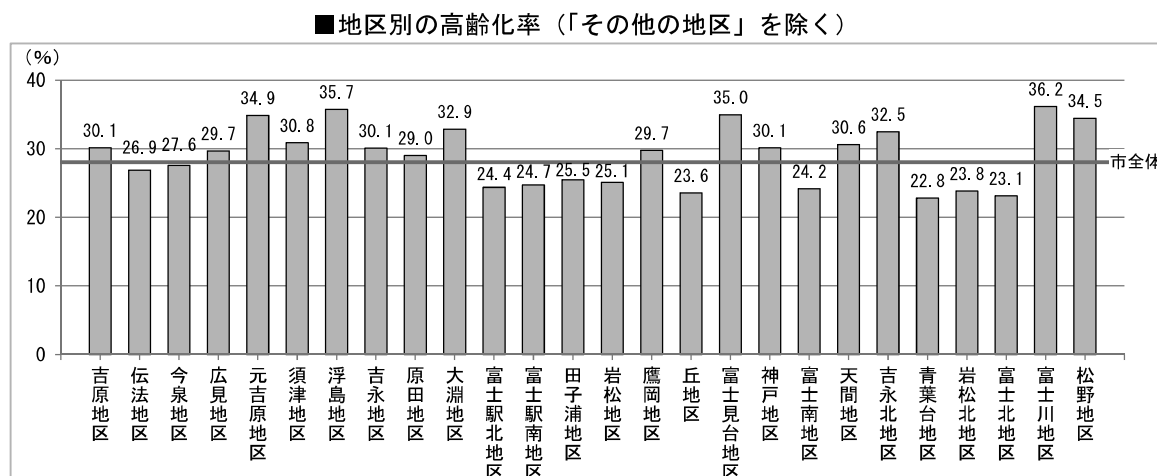


出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

### 4 地区別高齢化率

令和 3 年 4 月 1 日時点の市内 26 地区の高齢化率は、「富士川地区」で 36.2%、「浮島地区」で 35.7%となっているほか、「吉原地区」、「元吉原地区」、「須津地区」、「吉永地区」、「大淵地区」、「富士見台地区」、「神戸地区」、「天間地区」、「吉永北地区」、「松野地区」の計 12 地区で 30%以上となっています。その一方で、「青葉台地区」の 22.8%、「富士北地区」の 23.1%が比較的高齢化が低い地区となっています。

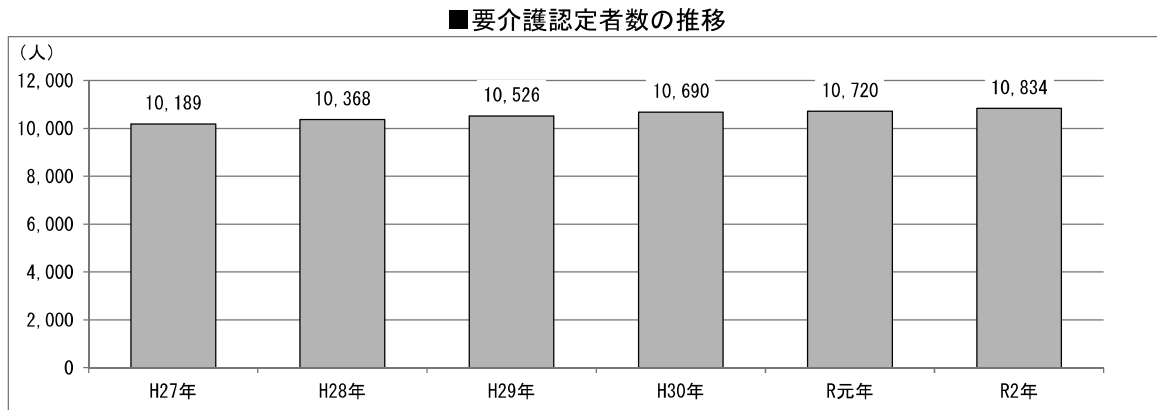
地区間で比較すると、最も高齢化率が高い富士川地区（36.2%）と最も高齢化率が低い青葉台地区（22.8%）では 13.4 ポイントの差がみられます。



出典：住民基本台帳（令和 3 年 4 月 1 日）

## 5 要介護認定者数

平成 27 年以降の要介護認定者数は増加傾向が続いており、令和 2 年には 10,834 人となっています。なお、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で 645 人（6.3%）増加しています。



出典：介護保険事業状況報告月報（各年 9 月末）

## 6 障害者手帳所持者、自立支援医療受給者

平成 27 年度以降の身体障害者手帳の所持者数の推移は、平成 30 年度までは増加が続きましたが、令和 2 年度には減少し 8,902 人となっています。

療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移は増加傾向が続いており、令和 2 年度にはそれぞれ 2,402 人、1,584 人となっています。

自立支援医療受給者の推移も増加傾向が続いており、令和 2 年度には 3,511 人となっています。

■障害者手帳所持者、自立支援医療受給者数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
身体障害者手帳所持者数 (人)	8,932	9,007	9,080	9,156	9,047	8,902
療育手帳所持者数 (人)	2,027	2,097	2,182	2,251	2,331	2,402
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)	1,028	1,208	1,256	1,325	1,425	1,584
自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数 (人)	2,391	2,520	2,896	3,040	3,123	3,511

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

## 7 家庭児童相談

平成 27 年度以降の家庭児童相談数は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少した後は増加に転じ、令和 2 年度には 961 人となっています。

このうち、養護相談（虐待、保護者の疾病・離婚・死亡等による養育困難など）が多くを占めています。なお、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少した後は増加に転じ、令和 2 年度には 805 人となっています。

このほか、育成相談（特徴的な性格、不登校など）では平成 28 年度、その他の相談では平成 29 年度をピークに減少傾向がみられます。

■家庭児童相談数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
家庭児童相談数（人）	827	895	867	881	929	961
養護相談（人）	685	677	608	616	698	805
保健相談（人）	0	2	1	0	0	1
非行相談（人）	6	4	3	7	6	1
育成相談（人）	81	136	108	112	100	88
その他の相談（人）	55	76	147	146	125	66

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

## 8 女性保護相談

平成 27 年度以降の女性保護相談件数は、平成 30 年度から令和元年度にかけて減少したものの、平成 29 年度以降は毎年度 1,000 件を超え、令和 2 年度には 2,340 件となっています。

相談した実人数は、平成 30 年度の 194 人までは減少傾向が続いていましたが、その後は増加して令和 2 年度には 278 人となっています。

一時保護件数は、平成 29 年度から令和元年度までは 8～9 件で推移していましたが、令和 2 年度には増加し、12 件となっています。

■女性保護相談件数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
女性保護相談件数（件）	799	724	1,091	1,734	1,683	2,340
実人数（人）	205	201	197	194	255	278
一時保護（件）	5	4	9	8	8	12

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

## 9 消費生活相談

消費生活相談支援の件数は、平成 29 年度の 2,374 件までは増加傾向が続いていましたが、平成 30 年度以降は減少し、令和 2 年度には 1,909 件となっています。

■消費生活相談件数の推移

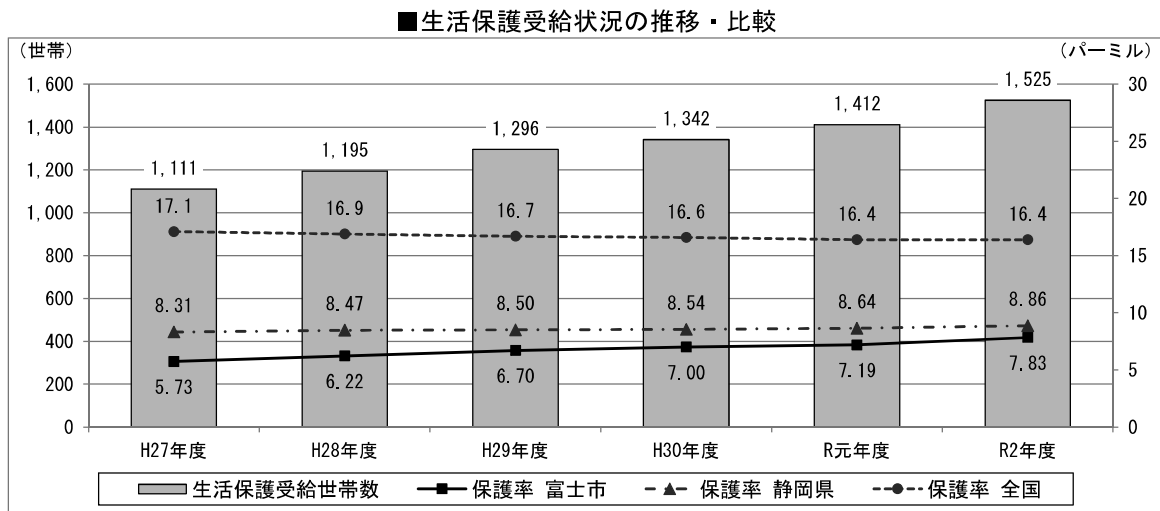
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
消費生活相談支援（件）	1,929	1,952	2,374	2,066	2,040	1,909

出典：市民安全課（各年度 3 月末）

## 10 生活保護受給状況

平成 27 年度以降の生活保護受給世帯数は増加傾向が続いており、令和 2 年度には 1,525 世帯となっています。なお、平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で 414 世帯（37.3%）増加しています。

同期間の保護率は年々上昇し、令和 2 年度には 7.83 パーミル（千分率）となっています。なお、静岡県、全国と比較すると、各年度とも静岡県、全国を下回っています。



出典：富士市の福祉（各年度 3 月分）

## 11 住居確保給付金受給世帯

住居確保給付金受給世帯（平成 27 年度以降は生活困窮者自立支援制度による）は平成 27 年度には 46 世帯みられましたが、令和元年度までは減少傾向が続き、令和元年度には 7 世帯となっています。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策として支給要件が緩和されたこともあり、受給世帯数は大幅に増加して 115 世帯となっています。

■住居確保給付金受給世帯の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
住居確保給付金受給世帯数（世帯）	46	42	29	28	7	115

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

## 12 外国人人口

平成 28 年以降の外国人人口は、令和 2 年までは増加傾向が続いていましたが、令和 3 年には 5,976 人で横ばいとなっています。

■外国人人口の推移

	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	R2 年	R3 年
外国人人口の推移（人）	4,493	4,740	5,093	5,460	5,981	5,976

出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

## 第2節 これまでの地域福祉推進の取組状況

### 1 地域福祉計画

第4次富士市地域福祉計画では、目指す地域福祉の将来像を「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」とし、「みとめあう」、「ささえあう」、「ともにまなぶ」、「ともにきずく」、「ともにとりくむ」の五つの基本理念の下、「地域住民としての意識づくり」、「安心して生活できるしくみづくり」、「地域福祉の担い手づくり」、「自立した地域生活を支える環境づくり」、「地域を支えるしくみづくり」の基本方針に沿って基本目標を設定し、基本施策等を推進してきました。以下に、基本施策等の主な実施状況について整理します。

#### 基本理念1 みとめあう【地域住民としての意識づくり】

○隣近所との絆を深めるため…

- ・親同士や地域関係団体とのつながりを作るプレパパママと先輩パパママ交流事業に取り組みました。
- ・在宅の寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している者を一時的に介護から解放し、介護者の元気回復を図る家族介護者交流事業に取り組みました。
- ・老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを生み出し、高齢者の福祉を高める悠容クラブ（老人クラブ）の活動を支援しました。

○福祉のことをもっと知るため…

- ・高齢者・障害児（者）等の方々が、心をこめて作りあげた多数の作品を展示する福祉展を開催しました。
- ・あらゆる人たちが気軽に心地良く触れ合える場を創造し、福祉への理解を深める市民福祉まつりを開催しました。
- ・人権キャラクターを活用した保育園での教室や小中学校及び高等学校における人権講演に取り組みました。



悠容クラブ輪投げ大会



人権教室

**基本理念2 ささえあう【安心して生活できるしくみづくり】**

○相談・サービスを利用しやすくするため…

- ・保護が必要な児童等を早期に発見・対応する要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の情報交換や協議を行いました。
- ・介護予防・日常生活総合事業では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が相談を受け、適切なアドバイスを行いました。

○災害時に支え合えるまちにするため…

- ・町内会・区、福祉施設、保育園等で防災講座を開催しました。
- ・要配慮者を対象に、災害・緊急支援情報キットの取組を推進しました。



地域防災訓練



災害・緊急支援情報キット

**基本理念3 とともにまなぶ【地域福祉の担い手づくり】**

○福祉について学ぶため…

- ・保育園幼稚園では、授業、ボランティア活動の一環として、園児との交流のため児童・生徒を受け入れました。
- ・在宅で認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための基礎知識、認知症への対応方法を学ぶとともに、家族同士の交流を図るための講座を開催しました。

○地域福祉の人材を育てるため…

- ・視覚障害者のための音訳・点訳、読み聞かせボランティアの養成講座等を開催しました。
- ・手話を用いる聴覚障害者のコミュニケーションを支援する手話奉仕員養成講座を開催しました。
- ・中途失聴者への情報提供を支援する要約筆記者養成講座を開催しました。

○ボランティアやNPO 法人の活動を支援するため…

- ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報収集、情報提供等を行いました。
- ・ボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営に対して支援を行いました。



手話奉仕員養成講座



ボランティア講座

#### 基本理念4 とともにきずく【自立した地域生活を支える環境づくり】

##### ○住みやすいまちをつくるため…

- ・外出が困難な要介護者や障害者のための外出支援事業に取り組みました。
- ・地域との協働により、コミュニティ交通等の運行を行いました。
- ・小中学校でのバリアフリー施設の設置や、バリアフリー法、県条例等に基づくすべての人が利用しやすい施設の推進に取り組みました。
- ・AED（自動体外式除細動器）の設置や LED 防犯灯、防犯カメラの設置を推進しました。
- ・地域で生活する障害者や高齢者等がともに課題解決を進めるため、地域生活支援事業や生活支援体制整備事業に取り組みました。

##### ○新たなセーフティネットの構築をするため…

- ・地域包括支援センターによる総合相談業務の推進に取り組みました。
- ・民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を学べるように、毎月の定例会や研修会を開催しました。
- ・富士・富士宮市の障害児の放課後支援を行っている事業所及び障害児を受け入れている放課後児童クラブが連絡会を組織し定期的に会議を開き、情報交換を通してネットワーク化を図る自立支援協議会の運営に努めました。

##### ○支援・手助けが必要な人を支えるため…

- ・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を推進し、専門職、民生委員・児童委員、事業所職員等が地域で困っている高齢者の個別課題や地域課題を共有し、解決に向けてのネットワークを構築するよう努めました。
- ・在宅で徘徊のみられる認知症高齢者を速やかに保護し安全を確保できるよう、位置情報検索端末を貸与しました。また、関係機関の情報共有を図るため行方不明になるおそれがある方の事前登録制度を開始するとともに、地域での見守り体制構築のため、QRコード付きのシールを配布しました。
- ・男女共同参画センター女性のための相談室において、女性の抱える様々な悩みの相談に応じ、解決に向け支援しました。
- ・配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者等からの相談を受け付け、自立に向けた総合的な支援をしました。
- ・在宅生活を送る障害児（者）が地域の中で安心して暮らせるように必要な各種サービスを提供しました。（緊急通報システム、配食サービス）
- ・ユニバーサル就労支援センターを設置し、関係する窓口を再編して相談しやすい窓口運営の改善を行い、住居確保給付金等の様々な支援につなぎました。



ユニバーサル就労支援センター



田子浦地区コミュニティバス



**基本理念5 ともにとりくむ【地域を支えるしくみづくり】**

○地域に合わせた取組を進めるため…

- ・社会福祉協議会を通じて、地区福祉推進会の活動を支援しました。
- ・高齢者の長寿を祝うため、市・社会福祉協議会・町内会連合会の主催による敬老会の開催を支援しました。

○福祉のネットワークを充実するため…

- ・関係機関を集め高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を組織し、高齢者・障害者虐待防止の連携体制の確保・評価、虐待防止の普及啓発を図りました。
- ・「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を進めるため、障害児・者の福祉・教育・保健・医療・就労等に関する情報の共有化を行う場及び総合的なサービス調整の場として障害者自立支援協議会による関係機関のネットワークの構築を図り、定例会議のほか、障害・ライフステージ別の各部会、必要に応じ、随時関係機関による個別ケア会議を開催しました。

○福祉計画の進行管理と評価をするため…

- ・福祉計画推進会議において、「富士市地域福祉計画」、「ふじし障害者プラン」について進捗状況や主な取組について報告し、委員から意見を求めました。
- ・高齢者や要介護者等の実態、保健・福祉・介護サービス等の需要を把握し、高齢者の保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するため基礎調査を実施しました。



地区福祉推進会児童福祉体験



福祉計画推進会議

**「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」について**

第4次計画、第5次計画において使用されている言葉で「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」があります。その違いは下表のとおりです。

バリアフリー	ユニバーサルデザイン
<p>障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。</p>	<p>あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。</p>

## 2 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画では、地域福祉計画が目指す将来像及び五つの基本理念を共通のものとし、「地域住民としての意識づくり」、「安心して生活できるしくみづくり」、「地域福祉の担い手づくり」、「自立した地域生活を支える環境づくり」、「地域を支えるしくみづくり」の五つの基本方針に沿って、社会福祉協議会事業を位置づけ、地域住民による福祉活動の推進に取り組みました。

### 基本理念1 みとめあう【地域住民としての意識づくり】

- 身近な地域での交流の場として「ふれあい・いきいきサロン」の活動支援及び市内4施設の社会福祉センターの運営を通して、だれもが住み慣れた地域でいきいきと過ごせるよう、様々な取組を行いました。
- 社会福祉協議会広報紙『お元気ですか』や本会ウェブサイト及びRadio-f放送番組等のあらゆる媒体を通じて、また、「市民福祉まつり」、「社会福祉大会」等の啓発事業を通して、市民の福祉への理解を深めることに努めました。
- 令和2年度には、社会福祉協議会法人設立50周年記念誌の発行及び記念式典を開催しました。



ふれあい・いきいきサロン



社会福祉協議会法人設立50周年式典

**基本理念2 ささえあう【安心して生活できるしくみづくり】**

○心配ごと相談等を通じて、安心して福祉サービスが利用できるよう、関係機関との連携を図りました。このうち、結婚相談については、開所日の拡充及び相談体制整備の充実を図りました。また、介護サービスについては、適切な施設整備や円滑な事業運営、さらには、通所介護においては地域との関係強化に努めました。また、障害サービスについては、生活介護事業所『オリーブの丘』の開所及び各事業所における送迎サービスの拡充及び相談支援体制の充実を行いました。

○災害時におけるボランティア活動支援については、県内外災害ボランティアの図上訓練への参画を通じて、災害ボランティア支援団体とのつながりを深め、開設訓練そのもののあり方を含めた再検討を行い、より実践的な内容の実現につなげました。



結婚相談



生活介護事業所「オリーブの丘」

**基本理念3 とともにまなぶ【地域福祉の担い手づくり】**

○ボランティア及び福祉教育情報等については、本会ウェブサイト及び Facebook 等の SNS による情報発信を図り、若年層を含めた幅広い世代及び対象者に向けた活動やプログラムの啓発等に積極的に取り組みました。

○福祉人材育成面の取組については、採用力を高めるための研修会や、人材定着・確保のための研修会及びワークショップを開催しました。また、新しい生活様式を踏まえ、各種講座や研修会をリモートによる実施につなげ、柔軟に対応しました。

○ボランティアニーズの把握を目的とし、介護保険事業者連絡協議会や障害福祉サービス事業者を対象とした調査を実施しました。なお、「はじめの一步助成金」については、市の助成金支給制度開始に伴い、平成 30 年度をもって交付終了となりました。



福祉人材育成研修会

**基本理念4 とともにきづく【自立した地域生活を支える環境づくり】**

- 「移送サービス」、「声の広報」、「ふじおもちゃ図書館」、「福祉機器リサイクル」及び「車いす短期貸出」の各事業を通して、障害のある方やその家族も住み慣れた地域で安心して自立生活を送ることができるような環境づくりを支援しました。
- これまで支援を続けてきた低所得世帯等に加え、令和元年度から、新型コロナウイルス感染症に伴う休業や失業等による減収した世帯を対象に、生活福祉資金の特例貸付を行いました。生活困窮者の自立支援については、「ユニバーサル就労支援センター」の再編に伴い、民間事業者との共同事業体を設立し、市民からの相談に早期かつ包括的に応じる運営を行いました。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない人の権利を尊重し擁護することを目的とした「成年後見支援センター」の運営を通して、市民後見人のケース受任及び法人後見受任、さらには日常生活自立支援事業を行い、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう伴走的な支援を行いました。



移送サービス



市民後見講演会

**基本理念5 ともにとりくむ【地域を支えるしくみづくり】**

- 「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、市内26地区の地区福祉推進会及び地区福祉推進会連絡会への活動支援を通して、行政、地域関係団体及び関係機関とともに、生活支援体制整備事業及び第2層協議体づくりへの取組を進めました。
- 社会福祉協議会会費や赤い羽根共同募金を通して、各地区町内会・区や民生委員児童委員協議会、さらには福祉施設及び福祉団体等にも広く協力を仰ぎ、地域福祉推進事業の財源確保に努めました。



地区福祉推進会



赤い羽根共同募金

### 第3節 第4次計画成果指標の評価

第4次計画において設定した重点的な取組の成果指標を、以下のとおり評価します。

#### 1 災害・緊急支援情報キットの普及、啓発

【目標】：災害支援キットの利用者数を増やす。

【内容】：災害支援キットの普及・啓発を行う。

【指標】

	実績値					目標値
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R2年度 (2020)
利用者数 (人)	6,832	6,820	6,740	6,728	6,396	7,400

【評価】

利用者数は、平成28年度の6,832人をピークに緩やかに減少し、令和2年度には6,396人となっています。

特に、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年、災害支援キットの紹介ブースを設けていた防災イベントの「ふじbousai」が中止となり、在宅高齢者実態調査も中止となったため、申請が低調となり、利用者数の減少につながっています。

#### 2 生活困窮者自立支援制度

【目標】：生活困窮者の自立実現のため、支援期間内の就職率を向上する。

【内容】：各制度の利用により、効果的な支援を行う。

【指標】

	実績値					目標値
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R2年度 (2020)
就職率 (%)	56	57	46	47	49	50

【評価】

支援期間内の就職率は、制度が始まった平成27年度から平成29年度までは50%を超えていましたが、平成30年度以降、50%を下回っています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により相談者数が増え、想定を超える件数の対応をしましたが、目標値に迫る就職率を達成し、計画期間内で概ね目標を達成することができました。

### 3 地区福祉推進会の周知

【目標】：地区福祉推進会の認知度を上げる。

【内容】：市民アンケートの「市内小学校区にそれぞれ『地区福祉推進会』が組織されています。あなたのお住まいの地区の『地区福祉推進会』をご存知ですか」から地区福祉推進会の認知度を算出するものとする。

【指標】

	実績値		目標値
	H26年度（2014）	R元年度（2019）	R元年度（2019）
認知度（%）	32.8	37.5	50.0

【評価】

地区福祉推進会の認知度は、令和元年度の市民アンケート調査では37.5%となっており、平成26年度調査の32.8%から上昇していますが、目標値の50.0%を下回る結果となっています。

社会福祉協議会では、「地域共生社会」の実現を目指し、各地区で地域福祉推進事業の取組を進めていることから、これらの活動に合わせて地域住民との会議・懇談会等で啓発を行ってきました。さらに、広報ふじ及びRadio-fにおいても活動の周知を行いました。計画通りの浸透に至りませんでした。

## 第4節 第4次計画の検証

本市の地域福祉を取り巻く状況が変化する中で、地域における生活課題の変化に合わせて第4次計画のもと、地域福祉の推進に向けた取組を進めてきました。

前節の評価のとおり、生活困窮者自立支援等制度に則した事業については、一定の成果が表れた一方、災害支援キット等の地域活動による取組や地区福祉推進会の認知度のような地域福祉についての認識の向上については、取組を見つめなおす必要があることが認められました。

第5次計画の策定に当たり、市民アンケート調査、福祉関係者・団体への調査、さらには、世論調査による新型コロナウイルス感染症の福祉への影響等の調査結果においても、福祉について学ぶことや、市民の意識、日常生活における助け合い・支え合い等の地域のつながりの希薄化が課題として捉えられます。

今後も、高齢者や障害者の福祉の支援やサービスの充実のほか、新たに引きこもりやヤングケアラー等の顕在化しにくい困りごとを抱える市民への支援を充実させる必要があるとともに、新型コロナウイルス等の感染症に対する新しい生活様式に沿った地域福祉活動等の取組等が必要になったため、次節のとおり計画策定に向けた課題整理につなげます。

## 第5節 第5次計画策定に向けた課題の抽出

第5次計画（以下、「本計画」という。）の策定に当たり、計画期間内の基本理念や基本目標、基本施策を設定するに当たり、本市の地域福祉に関連する課題を以下のとおり抽出しました。

### 1 福祉教育や意識づくりに関連する課題

- 子どもの福祉教育について、学校への期待が高まっていますが、地域社会や家庭の役割も必要です。
- 児童への支援については、児童本人だけではなく、「家族を含めた家庭環境、地域社会の中での生活環境を含めた課題」の把握、共有が不可欠です。
- 地域活動やボランティア活動等への関心が低下しており、意識の向上や参加しやすい活動、運営手法を検討していく必要があります。
- 様々な課題に取り組むため、「地域で活動する福祉人材の確保育成及び関係機関の連携体制の充実」が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症など、感染症が流行しているときの地域活動や支援の取組について、感染拡大の防止や参加者の不安解消など、「新しい生活様式」に即した活動・取組を実現していくことが必要です。

市民がそれぞれのライフステージに応じた福祉教育を受けたり、日常生活において福祉を考える機会を設けるなど、様々な方法で地域の福祉を担う人材やボランティア団体等を育てていくことが必要です。

### 2 地域での生活や助け合い・支え合いに関連する課題

- 日常生活での悩み・不安について、「各地域の家庭の状況を把握し、支援につなげるための住民のつながり」の希薄化が進んでいます。
- 福祉の対象として「高齢者の買い物・通院等の外出支援」、「不登校児、引きこもり支援」等の明確な支援対象とともに、「不登校の児童・生徒」や「自宅に引きこもっている人」等の潜在的な支援対象の把握、アプローチに向けた支援体制の充実が不可欠です。
- 女性保護相談の相談件数、一時保護件数は増加傾向が続き、女性の人権保護や安全保護の必要性が高まっています。また、これまで続けてきた男女共同参画の取組について、継続的な取組が必要な状況が続いています。
- 災害時に助けが必要な「避難行動要支援者」の認知度は低いことから、避難行動要支援者の隣近所での情報共有や、市で進める「災害・緊急支援情報キット」のさらなる普及・啓発による認知度の向上、地域の体制づくりが求められます。

- 福祉の対象が増えつつあり、「支援する側とされる側」に単純に区別するのではなく、「お互いに助け合う」意識の向上に向けた情報発信・意識啓発が必要です。
- 社会福祉協議会が実施する事業に対する認知度は高まってきており、さらには、「生活に不安のある人たちが気軽に相談できる」ことへの高い期待がみられます。
- 福祉サービスの利用に抵抗を感じている人が一定数いることから、「福祉サービスの内容や利用条件等の正しい情報の発信」が必要です。
- 地域で福祉に携わる活動団体や民生委員・児童委員等から、「ボランティア活動の推進」、「福祉サービスを必要とする人の把握」等の課題が挙げられています。

毎日の生活でも災害時でも安心して生活できるよう、住民同士の支え合いや必要な支援につなげる仕組みづくりが期待されます。

### 3 福祉施策やサービス提供、活動体制等に関連する課題

- セクシュアル・マイノリティなど、多様な性の人々が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民が様々な特性への理解を深めていく取組を考えていく必要があります。
- 多様化する地域生活課題への対応や情報発信のため、「市民・利用者が分かりやすい窓口のあり方」や「情報発信方法の多様化」を検討することが必要です。
- 先進的な地域活動の取組を、市内全域に広めていくことが期待されます。
- 困りごとを抱えている市民を把握し、支援につなげていくため、関係機関や団体との連携体制の構築、市民が安心して相談できる体制づくりが課題として挙げられます。
- 少子高齢化や世帯の少人数化が進み、地域による高齢化率の偏在もみられることから、「地域の特性に応じた高齢者の支援体制・しくみづくり」、「安心して子育てできる支援の充実」など、多様な取組が必要です。
- 障害者は、手帳所持者が増え、一般市民の意識でも最も関心が高い支援対象となっているものの、「障害のある方が暮らしやすいまち」の認識は低いことから、「障害者が暮らしやすいまちづくりに向けた施策の検討・取組」が必要です。
- 新型コロナウイルス等、未知のウイルス感染者への差別や偏見、誹謗中傷をなくすための正しい理解に向けた取組や人権を擁護する地域社会の醸成が求められています。

様々な困りごとを抱える市民の状況に応じた施策やサービス提供のため、実施体制の充実や関連機関の連携・ネットワークの充実など、地域での自立した生活を支える仕組みの構築・充実が必要です。